

## 東京スクエアダンスクラブ役員選挙規約

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、東京スクエアダンスクラブ会則第7条に基づき、役員選挙に関する事項を定めることを目的とする。

- 役員選挙とは、会長、副会長、委員会チーフおよび会計監査について行う選挙をいう。ただし、役員選挙の対象となる委員会は、会則第11条により定められた委員会のうち、役員会が必要と認めた委員会とする。

### 第2章 選挙管理委員会

#### (選挙管理委員会)

第2条 選挙管理委員会は、役員会で決定された委員により組織する。

- 選挙管理委員の互選により、選挙管理委員長(以下「委員長」という。)および副委員長を定める。
- 委員長は選挙管理委員会を代表し、その事務を統括する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときはその事務を代理する。

第3条 選挙管理委員会は、次の事務を行う。

- 選挙期日および立候補期日の告示。
- 立候補者の受付および資格審査ならびに立候補者氏名の発表。
- 被選挙人名簿の作成。
- 投票および開票の管理。
- 投票結果の発表および当選者の決定。
- その他選挙運営に必要なこと。

#### (選挙管理委員)

第4条 選挙管理委員は、役員会の決議により選任する。

欠員が生じた場合は、役員会の選任により補充する。

- 選挙管理委員の任期は、選任の日から選挙を行なう総会の終了時までとする。

### 第3章 役員選挙

#### (立候補者)

第5条 役員選挙の立候補資格は、本クラブの会員とする。

- 前項にかかわらず、告示日現在で会費の未納がある会員については、当該選挙の立候補資格を認めない。

#### (選挙人)

第6条 選挙人の資格は、本クラブ会員とする。

- 前項の規約にかかわらず、告示日現在で会費の未納がある会員は当該選挙の選挙人の資格を認めない。

#### (立候補の届出)

第7条 役員選挙に立候補しようとする者は、別紙の書式に従い、立候補届出期間内に選挙管理委員会に立候補を届け出なければならない。

#### (投票によらない役員を選出)

第8条 選挙管理委員会は立候補者が各役員の選挙定数を超えない場合は、その候補者を当選人とする。

#### (投票による役員を選出)

第9条 立候補者が各役員の選挙定数を超えている場合、選挙管理委員会は当該役員の選出につき投票に付さなければならない。

- 各役員の立候補者がいない場合、選挙管理委員会が作成した被選挙人名簿から、会員の投票により当該役員の選出を行う。被選挙人名簿の作成方法は、選挙管理委員会が別途定める。
- 役員選挙は、会員の直接単記無記名投票によって行う。ただし、同一役職の定数が複数の場合は、選挙管理委員会が役員会の承認を得て投票方法を変更することができる。
- 選挙管理委員会は、得票数の上位から各選挙定数員数をもって当選人とする。ただし、得票数が同一の場合は、抽選をもって決する。
- 役員に欠員が生じたときの補充については、前項によらず、役員会が協議、決定する。

### 第4章 雑則

#### (規程の改廃等)

第10条 この規約の施行において疑義が生じた場合は、選挙管理委員会が決定する。

第11条 この規約は、役員会の決議により改廃する。

附 則 本規程は、平成21年4月1日から施行する。